

旭小いじめ防止基本方針

令和4年10月5日

本校では、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）」に基づき、本方針を制定した。

1. いじめ防止のための基本方針

①基本姿勢

- I いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- II 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- III いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- IV いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- V 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2. いじめ防止のための実効性のある組織づくり

①校内組織の設置

- いじめ防止対策定例会
- 月1回の定例会・臨時定例会
- メンバー 全職員（用務員を除く） 必要に応じて外部機関等

3. 未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化（別表）

4. 教育委員会や関係諸機関との連携

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し迅速に対応する。
- ②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、該当児童の安全確保を優先した対応をとる。

5. 保護者への連絡と支援・助言

- ①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報はその都度適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

- ①教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7. 学校評価の実施

- ①いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

		児童へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕の体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別懇談や生活アンケートによる情報収集 ○文具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係のない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	
各家庭（PTA）への啓発		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできる家庭づくり（個別懇談・学年部会・PTA教育講演会等の実施） ○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱ることのできる家庭づくり 		
地域への啓発		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡等の依頼 		

年間計画

1学期 ※アンケートは各学期に実施する。また、必要に応じて実施する。

	アンケートの実施	対策定例会	学級・登校班等	児童会	保護者	教師
4月		実施	生活見直し 学級開き 学級集団 づくり		家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針理解 組織づくり 校内研修 道徳教育の推進 教育相談 研修等への参加
5月		〃	校外学習 校外学習グループづくり 情報モラル	児童総会	環境整備作業	
6月	実施	〃		オリンピックIN旭		
7月		〃	登校班会議 長期休業指導		授業参観 学年部会	

2学期

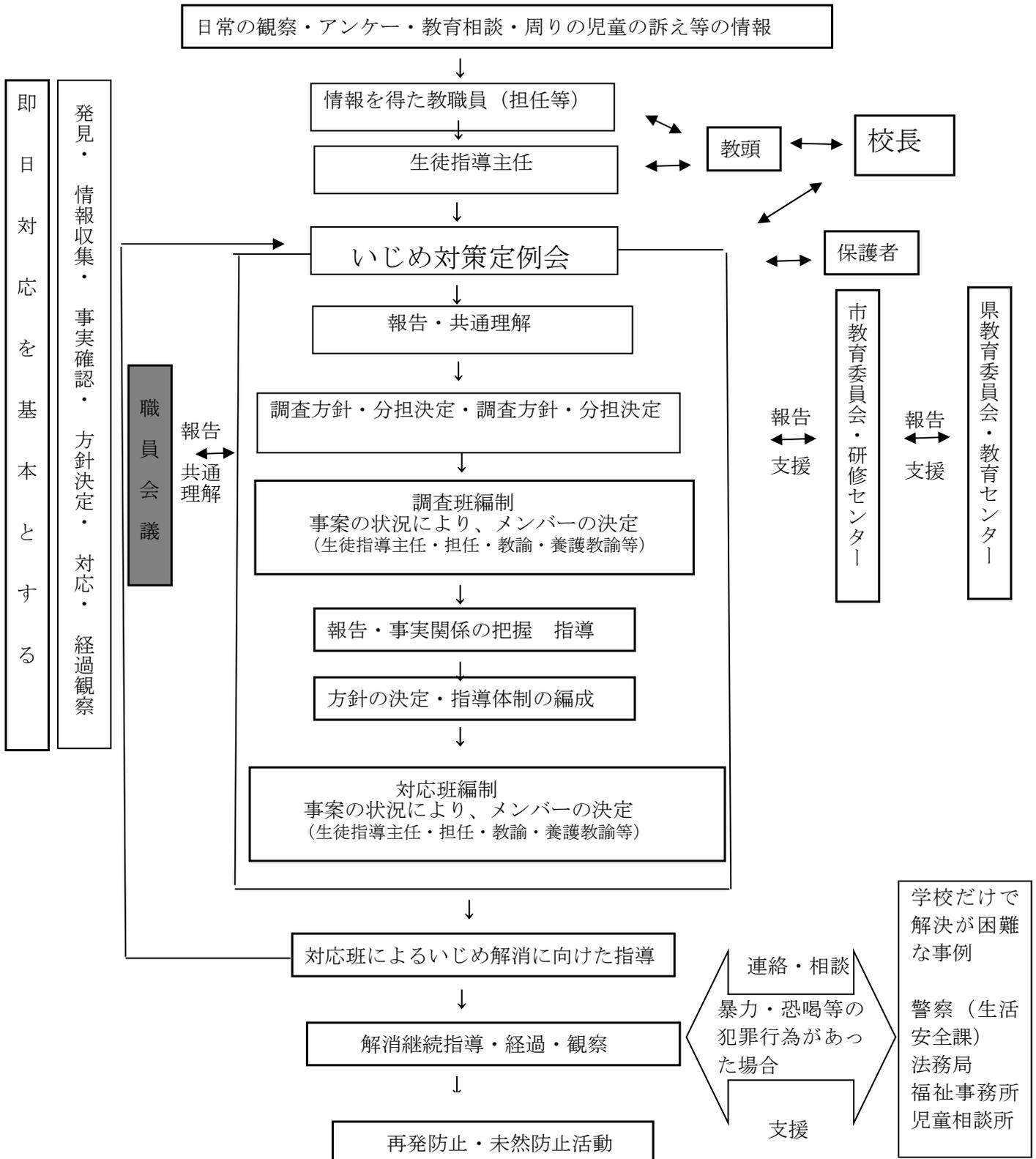
	アンケートの実施	対策委員会(定例会)	学年・登校班等	児童会	保護者	教師
8月		実施	生活見直し			<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の推進
9月		〃	運動会取組 集団活動	運動会取組 集団活動	運動会参観	
10月		〃	校外学習 (合唱 陸上)			
11月		〃	旭まつり(学習発表会)	旭まつり 取組	旭まつり 参観	
12月	実施	〃	長期休業指導	役員選挙	個別懇談会 保護者アンケート	

3学期

	アンケートの実施	対策委員会(定例会)	学年・学級・登校班	児童会	保護者	教師
1月		実施	生活見直し			<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の推進 教育相談
2月	実施	〃	6年生に感謝する会	児童総会 6年生に感謝する会	授業参観 学年部会	
3月		〃	年度末取組 年度末取組 登校班会議			

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (学校全体の取組)

- ・教職員がいじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を経て、組織的に取り組む。



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが大切である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

・速やかに市教育委員会・教育事務所、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

<生活アンケート>各学期に実施予定

アンケート 明るい学校をめざして（～7月）※今年4月からのことを教えてください。

旭 小学校では、全校のみなさんが「明るく楽しい」学校生活をおくるために取り組んでいます。そこで、

あなたが思っていることや感じていることを知りたいと思います。

あてはまるところに○をつけたり、言葉を書いたりしてください。

ここで、答えてくれたことは、だれにも話しません。安心して答えてください。

1. あなたは、今、なにか悩みがありますか？

ア ある イ ない

※ 1で（ある）に○をつけた人だけ答えてください。

①どんなことでなやんでいますか？

() ア 友だちのこと () イ 家のこと () ウ 勉強のこと

() エ その他（メールやラインをふくむ。）

②そのことをだれかにそうんしましたか？

() ア 友だち () イ 家の人 () ウ 先生 () エ その他

() オ そうんしていない

③なやみをなくすために、どうしたいと思いますか？

() ア 先生にそうんしたい () イ 親にそうんしたい

() ウ 友だちにそうんしたい () エ 自分でなんとかする

() オ その他（メールやラインをふくむ。）

2. あなたは、いじめられたことがありますか？

ア ある イ ない

※1で（ア ある）に○をつけた人だけ答えてください。

①いつごろのことですか？ () 月ごろ

②あなたをいじめたひとは、何人ですか？ () 人

③だれから、いじめられましたか？ ()

④どんなふうにいじめられましたか？

- () ア たたかれた () イ 悪口を言われた () ウ 無視された
() エ ものを取られた () オ らくがきやいたずらをされた
() カ その他

3. あなたの友だちで今、いじめられている人はいますか？

- ア いる イ いない

※1で(ア いる)に○をつけた人だけ答えてください。

①だれがいじめられていますか？ ()

②どんなふうにいじめられていますか？

- () ア たたかれた () イ 悪口を言われた () ウ 無視された
() エ ものを取られた () オ らくがきやいたずらをされた
() カ その他(メールやラインをふくむ。)

4. あなたの友だちで困っている人はいますか。どんなことで困っているか教えてください。

5. あなたが今「こまっていること」「なやんでいること」「疑問に思っていること」「先生に聞いてほしいこ

と」などがあれば書いてください。勉強・将来のこと・友だち・家族のことなど何でもかまいません。

教師用チェック表

年 組

場面	内容	氏 名	日時	解決	継続
朝の会	遅刻・欠席が増える				
	表情がさえず、うつむきになる。				
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ				
	健康観察の際、声が小さい。				
	たびたび体調不良を訴える。				
授業の 開始時	忘れ物が多くなる。				
	用具・机・椅子等が散乱している。				
	一人だけ遅れて教室に入る。				
	涙を流した気配が感じられる。				
	周囲が何となくざわついている				
	席を替えられている。				
	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。				

授業中	保健室によく行くようになる。				
	ひどいあだ名で呼ばれる。				
	グループ分けで孤立しがちである。				
	発言に笑いが起きる。				
	正しい答えを冷やかされる。				
	ノートなどの使い方が乱雑になる。				
	※不真面目な態度で授業を受ける。				
	※ふざけた質問をする。				
休み時間	一人でいることが多い。				
	わけもなく廊下や階段を歩いている。				
	用もないのに職員室に来る。				
	遊びの中で孤立しがちである。				
	集中してボールを当てられる。				
	遊びの中で常に同じ役をしている。				
	プロレスごっこで負けることが多い。				
	※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレに行く。				
清掃時	食べ物にいたずらされる。				
	嫌われるメニューのときに多く盛られる。				
	その子どもが配膳すると嫌がられる。				
	グループ分けで孤立しがちである。				
	※好きなものを友人に譲る。				
	目の前にゴミを捨てられる。 最後まで一人です。				
放課後	衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。				
	用事がないのに残っている。				
	顔に擦り傷や鼻血の後がある。				
	急いで一人で帰宅する。				
動作や 表情	活気がなく、おどおどしている。				
	視線を合わさない。				
	寂しそうな暗い表情をする。				
	教師と話すとき不安な表情をする。				
	独り言を言ったり急に大声を出したりする。				
	係活動など、急にやる気を失う。				
持ち物や 服装	教科書にいたずらをされる。				
	持ち物・靴・かさなどを壊されたり隠されたりする。				
	持ち物や机などに落書きされたり、靴の残っていたりする。				
	忘れ物や宿題忘れが目立つようになる。 刃物など危険なものを所持する。				

※は他者から強要されている可能性があるもの
日常的に観察し、気になる児童がいた場合に氏名記入、報告
月一度、児童アンケート確認時に提出

平成 26 年 4 月 日

保 護 者 各 位

都 留 市 立 旭 小 学 校
学 校 長

春暖の候、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、新年度を迎え、子ども達は日々各教室で張り切って学習や生活に取り組んでいます。この今の張り切りが、一年を通して持続し一人一人が健全に成長できるように、今年度も、学校、家庭で連携をはかっていきたいと思っております。その一環として県から出されている「家庭でわかるチェックポイント」を各家庭に配布させていただきます。お手元に置いておかれ、なにか気がつくことがある場合には、担任に連絡をして頂きたいと思っております。

衣類の汚れや破れが見られたり、よくケガをしたりしている。
風呂に入ったり、裸になったりするのをいやがる。
食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
教科書やノートを見せたがらない。
学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
寝付きがわるかったり、夜眠れなかったりする日が続く。
ボーっとしていることが増える。
登校時刻になると身体の不調を訴える。
「学校行事に来ないで」と言う。
表情が暗くなったり、言葉数が少なくなったりする。
イライラしたり、オドオドしたりして落ち着かなくなる。
部屋に閉じこもることが増え、ため息をついたり涙を流したりしている。
言葉使いが乱暴になり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりをしたりする。
学校のことはなしたがらず、無理に聞こうとすると怒る。
転校を口にしたたり、「学校をやめたい」などと言い出す。
親しい友人が家に来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。
友人からの電話で、急な外出が増える。
不審な電話や、いやがらせのメールが来る
ナイフなどを隠し持っている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
自傷行為や死ぬことをほのめかすようなメモや日記が見つかる。
プロフやブログ、学校裏サイトなどを使い、嫌がらせの書き込みをされる。